

平成 29 年度 環境省中部環境パートナーシップオフィス運営会議 設置要領

1. 目的

中部環境パートナーシップオフィス（以下「EPO 中部」という。）は、EPO 中部の事業・運営方針、並びに毎年度の事業計画及び事業実施に関して、有識者等に検討・提案を頂き、地域ニーズを踏まえた事業の推進に資するため、中部環境パートナーシップオフィス運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

2. 構成

- (1) 運営会議は、学識経験者・NPO・企業団体関係者等の有識者、及び中部地方環境事務所から成る委員で構成する。
- (2) 運営会議には、必要に応じて委員以外の者をオブザーバーとして参加させることができる。

3. 任期

委員の任期は原則 1 年とする。

4. 組織

- (1) 運営会議は、別表の委員をもって組織する。
- (2) 運営会議に座長を置き、委員の互選により定める。
- (3) 座長は、会議を統括し、会議の進行にあたる。
- (4) 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が職務を代理する。
- (5) 座長は、EPO 中部の運営に関して運営委員の意見聴取が必要な場合は、EPO 中部と相談の上、課題に合わせた運営委員の招集を行うことができる。

5. 会議

- (1) 運営会議は、年 2 回程度開催する。
- (2) 運営会議は、公開で開催する。

6. 庶務

運営会議の庶務は、EPO 中部が運営会議事務局として処理する。

7. 委任

この要領に定めるもののほか、その他会議の運営に関し必要な事項は、運営会議の承認を得た上で座長が定める。

附則

1. この要領は、平成 29 年 6 月 21 日から施行する。
2. この要領の施行後初めて任命される委員の任期は、施行の日から平成 30 年 3 月末までとする。